

平成 30 年 6 月 26 日現在

機関番号：34415

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03799

研究課題名(和文) 資本性金融商品の実態調査・分析に基づく貸方区分の再定義に関する研究

研究課題名(英文) Study on Redefinition of Credit Classification Based on Fact-finding Survey and Analysis of Financial Instruments with Characteristics of Equity

研究代表者

山下 克之 (YAMASHITA, KATSUYUKI)

追手門学院大学・経営学部・教授

研究者番号：00546955

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：資本の性質を持つ金融商品において金融負債と資本をどのように峻別するかについての問題意識に基づき、以下の観点より研究を行った。1. ストック・オプションの権利確定後の会計処理の再検討 2. 特定譲渡制限付き株式の会計処理 3. 権利確定条件付き有償新株予約権の会計処理等。
金融負債と資本の区別には、金融商品としての持つ特性の実態をより反映すべきとの考えに至り、IASBにおける資本の特徴を有する金融商品プロジェクト等での議論を踏まえ、多様化する株式報酬制度に関して、体系的かつ整合的な会計基準が設定されるための研究を引き続き行う。

研究成果の概要(英文)：Based on an awareness of issues with regard to how to classify financial instruments with characteristics of equity either as a liability or equity, the study was conducted from the following perspectives. 1. Review of accounting treatment for vested Employee Stock Options 2. Accounting treatment for Restricted Stock 3. Accounting treatment for Transactions Granting Employees and Others Stock Acquisition Rights, which Involve Considerations, with Vesting Conditions, etc.

Resulting in a belief that the classification of financial instruments with characteristics of equity either as a liability or equity should reflect more the actual facts of characteristics contained as a financial instrument, and in light of the IASB's discussions on its project, etc. on financial instruments with characteristics of equity, studies will continue to be conducted to establish systematic and consistent accounting standards for diversifying stock-based compensation schemes.

研究分野：財務会計

キーワード：ストック・オプション 新株予約権 特定譲渡制限付株式 種類株式

1. 研究開始当初の背景

日本においては、ストック・オプションについての会計基準は定められているものの、種類株式の会計基準については取得者側の会計基準はあるものの発行者側の会計基準は未整備であり、ケースごとに実態が判断されていた。近年、上場企業の資金調達において種類株式による調達金額が普通株式による調達金額を上回る傾向にあり、ストラクチャリングの機会も懸念されていた。未公開企業においては事業承継に用いられるなど、種類株式の発行が増えていた。また、資本金額を基準とした外形標準課税について課税対象企業を広げる方向で見直しがされており、税務によっては経営者のストラクチャリングの動機が生じる可能性があった。しかしながら種類株式ごとに商品内容を調査し、どのように会計処理、公正価値測定されたかの実態調査が体系的になされていなかった。会計基準が設定されたストック・オプションにおいても、経済実態上は株式付与に近い株式報酬型が増加傾向にあり、従来型のストック・オプションと同じ会計処理で良いのかとの議論があり、また、従来型のストック・オプションも勤務条件や権利確定条件、権利行使期間等多岐にわたり、対価性等の議論が提示され一様な会計処理に疑念が呈されていた。

2. 研究の目的

平成 26 年 8 月経済産業省より「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」(伊藤レポート)が公表された。同レポートでは、ROE が取り上げられ日本企業の持続的な収益力の低さが問題視されていた。一方、ROE を算出する上での会計上の資本の定義は近年の複雑な金融商品の発達もあり長く議論がされていた。本研究では、種類株式や新株予約権の発行など資本性金融商品の国内市場での増加を受け、実際に発行された資本性金融商

品を調査・分析することで従来の貸方区分についての再定義をする場合の課題を明確にすることを本研究の目的としていた。

3. 研究の方法

本研究では、近年増加傾向にある種類株式、新株予約権等の資本性金融商品について、公開企業・未公開企業ともに利用実態、制度内容の仔細について調査を行い、会計基準が定まっていない種類株式や一部新株予約権の会計処理について検討を行うとともに既存のストック・オプション会計基準についても検証をすることとしていた。具体的には、企業規模、利用目的、制度内容に着目し、大量のサンプルに基づく調査・分析をし、それぞれの関連性を析出するとともに、従来の会計理論、会計基準との整合性を検証する予定であった。そのための、研究計画としては、1) 関連する先行研究の確認 2) リサーチ・デザインの検討 3) 「制度内容の把握」、「会計データの取得」4) 調査・分析の実施と考察 5) 追加的な調査や分析の実施を経て、最終的な論文にまとめていくこととしていた。

4. 研究成果

(1) 特定譲渡制限付株式の会計処理について

2016 年 4 月に特定譲渡制限付株式を用いた場合における税制改正がなされたことにより、欧米において役員報酬として一般的に用いられているインセンティブ報酬のリスクリクテッド・ストックが、事実上解禁されることになった。この背景として、経済産業省「『攻めの経営』を促す役員報酬～新たな株式報酬(いわゆる『リスクリクテッド・ストック』)の導入等の手引き～(平成 28 年 6 月 3 日時点版)」(以下、導入等の手引き)において政府の成長戦略(日本再興戦略)の一環として、株式報酬、業績連動型報酬の仕組みの整備の必要性が謳われていたことが

あるとされていた。

日本においてこれまで同制度が導入されなかったのは労務出資や株式無償発行への懸念に拠るが、2015年7月に経済産業省より「法的論点に関する解釈指針（以下、解釈指針）」が示され、株式報酬にかかる会社法上の整理がされた。しかしながら、会社法の規定が変更されたわけではなく、労務出資の禁止の観点や現物出資適格の財産であるか否か等引き続き問題点が指摘されている。会計処理については、「解釈指針」を踏まえて「導入等の手引き」のQ&Aにおいて仕訳処理が例示されているが、会計基準は定められていなかった。

本研究の成果として、まず、特定譲渡制限付株式に関する税制上の規定および会社法上の解釈を見た。次に指摘がされている会社法上の問題点を整理した。そして、現在示されている会計処理案では、特定譲渡制限付株式と同様に報酬対価として付与されるストック・オプションに関する会計処理との間に役務提供に関する認識に齟齬が生じていることなどを踏まえ、特定譲渡制限付株式の会計処理について検討を行った。なお、特定譲渡制限付株式の導入は、拙者調査に拠れば2016年上期（4月から9月）8例、同年下半年（10月から翌年3月）22例であり、さらに2017年4月は1カ月間のみで22例と急増しており、本報告において会社法上や会計上の観点よりこれまでの議論の整理を行うことは、いまだ定められていない会計基準等を開発していく上で意義あることであったと考える。

得られた成果の位置づけとインパクトとして、独自性・新規性より主要な点として以下を挙げる。現行のストック・オプション会計と「導入の手引き」に示された特定譲渡制限付株式の会計処理との間で、提供される予定の労働サービス分の会計上の認識に差異が生じていることを指摘したこと。「導

入の手引き」の会計処理において前払費用が資産計上されているが、付与時において取締役・従業員の用役の提供は約束されたわけではなく概念フレームワークが定義する資産としての認識の要件を満たしていないことを指摘したこと。会計処理の検討において先行研究をまとめさらに独自の会計処理案を示したこと。

（2）権利確定条件付き有償新株予約権に関して

近年、権利確定条件付き有償新株予約権の発行が増加しているといわれていた。企業会計基準委員会に設けられている基準諮問会議（平成26年7月10日開催第21回基準諮問会議）では、「権利確定条件付き従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理」が新規テーマとして提案がなされた。提案理由として、「従業員及び役員に対して有償で発行される勤務条件及び業績条件等の権利確定条件が付された新株予約権を発行した企業における会計上の取扱いが、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」において明確ではないため」とされていた。その後、基準諮問会議等において継続的に取り上げられいくつかの論点が挙げられ引き続き審議がされた。

現在、多くの実務書において、会計上はストック・オプション会計基準の適用を受けず費用計上が不要とされており、会社法上では、公正な価格を実際に払い込むため有利発行規制を受けず、さらに取締役が付与する場合でも会社法の報酬規制を受けず、株主総会の決議が必要なく取締役決議で実施できるとされていた。また、税務上も付与時、権利行使時とも課税されず、株式売却時に対して課税され、税務メリットのある税制適格ストック・オプションと同様の課税時期となるとされていた。その後の企業会計基準委員会の動向によっては、ストック・オプションの会計

上の取り扱いが変更される可能性があった。

本研究の成果として、まず、権利確定条件付き有償新株予約権の金融商品としての特徴をみた。そして、会社法上、会計上、税務上の観点より、おもに通常のストック・オプションとの比較を踏まえ考察を行った。併せて、当時、企業会計基準委員会等で議論されている内容についての整理を行った。そして、最近の導入事例の状況も踏まえ、権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の会計処理についておもに報酬性、対価性、等価性の観点から考察をした。

得られた成果の位置づけとインパクトとして、独自性・新規性より主要な点として以下を挙げる。権利確定条件付き有償新株予約権について、会社法上、会計上、税務上の観点より網羅的に整理をし、また、おもに通常のストック・オプションとの比較を踏まえ考察を行ったこと。企業会計基準委員会等で議論されている内容についての整理をしたこと。権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の会計処理についておもに報酬性、対価性、等価性の観点から考察をしたこと。

(3) スtock・オプションに関する会計処理の再検討について

タワーズワトソン(2013)の調査に拠れば、2013年6月まで上場企業の約4割の企業においてストック・オプション制度は利用されているものの近年は導入企業の割合は増えていない。一方、ストック・オプションのうち権利行使価額を1円とする株式報酬型ストック・オプションはおもに役員退職慰労金制度の代替として導入され、ストック・オプション制度全体の中で増加傾向にある。さらに、米国議決権行使助言会社が業績連動報酬を推奨していることを受け、役員退職慰労金制度の代替としてではなく株式報酬型ストック・オプションを用いる動きがみられる。

現在、日本の会計上、株式報酬型ストッ

ク・オプションは新株予約権とされ、純資産の部において計上されている(会計基準8号4項)。一方、国際基準(IAS32, par.22)および米国基準(ASC718-10-35-2)では、資本として会計処理がされている。先行研究では、株式報酬型ストック・オプションは、株式そのものが報酬として支給された場合と実質的には同じ状態となっているとし、現在、日本の会計上、法定形式に従い新株予約権として開示されている株式報酬型ストック・オプションについて、国際基準と同様に経済的実質を優先させるなら再検討しなければならないとしている。

株式報酬型ストック・オプションが含まれる新株予約権に関する会計処理の最近の国際的な動向として、IASBによる2013年7月の討議資料『財務報告に関する概念フレームの見直し(以下、討議資料)』の公表がある。この討議資料では、狭い持分アプローチと厳密な義務アプローチが提案されている(討議資料5.30)。狭い持分アプローチでは、新株予約権は金融負債と認識して、帳簿価額の事後の変動を純損益もしくは包括利益に計上するとしている(討議資料5.35(a))。厳密な義務アプローチでは、持分請求権として、帳簿価額の事後の変動を富の移転として、持分変動計算書において株式を発行する義務の項目と利益剰余金の項目との間で振り替えるとしている(討議資料5.35(b))。

本研究の成果として、株式報酬型ストック・オプションの特徴を概観したうえで、会社法上、税務上、会計基準上の取り扱いについて整理をした。次に、導入状況等を見ることで株式報酬型ストック・オプションについての理解を深めた。これら株式報酬型ストック・オプションへの考察を通して、ストック・オプションの権利確定後の会計処理について検討を行った。

得られた成果の位置づけとインパクトとして、独自性・新規性より主要な点として以

下を挙げる。 株式報酬型ストック・オプションの特性について、会社法上、税務上、会計基準上の扱いおよび導入状況等を踏まえ、網羅的に整理したこと。 一般的なストック・オプションの権利確定後における会計処理上の扱いおよび株式報酬型ストック・オプションの会計処理上の扱いを新たに示したこと。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

山下 克之, 権利確定条件付き有償新株予約権, 追手門経営論集, 査読無, 23(1), 2017, pp.1-19

山下 克之, スtock・オプションに関する会計処理の再検討 株式報酬型ストック・オプションについての考察より, 會計, 査読無, 189(6), 2016, pp.42-54

山下 克之, 種類株式の発行実態に関連しての考察 会計処理, 自己資本利益率(ROE), 有価証券報告書記載の観点より, 追手門経済・経営研究, 査読無, 23, 2016, pp.35-53

山下 克之, 子会社の役員等へのストック・オプション付与, 産業経理, 査読無, 75(1), 2015, pp.14-23

〔学会発表〕(計9件)

山下 克之, 権利確定条件付き有償新株予約権に関する会計処理を巡る議論の整理, 第18回現代資本会計研究会, 2017年12月15日, 名古屋大学(愛知県・名古屋市)

山下 克之, 特定譲渡制限付株式の会計処理, 第76回日本会計研究学会全国大会, 2017年9月23日, 広島大学(広島県・広島市)

山下 克之, リステリクテッド・ストック, 第17回現代資本会計研究会, 2016年5月19日, 名古屋大学(愛知県・名古屋市)

山下 克之, 日本における「新株予約権」の検証 その1: スtock・オプションに関

連する法成立の概要と経緯について, 第16回現代資本会計研究会, 2016年12月24日, 名古屋大学(愛知県・名古屋市)

山下 克之, 権利確定条件付き有償新株予約権に関する一考察, 第75回日本会計研究学会全国大会, 2016年9月13日, グランシップ(静岡県・静岡市)

山下 克之, 続・権利確定条件付き有償新株予約権についての整理, 第15回現代資本会計研究会, 2016年5月15日, 名古屋大学(愛知県・名古屋市)

山下 克之, 権利確定条件付き有償新株予約権についての整理, 第14回現代資本会計研究会, 2015年12月18日, 名古屋大学(愛知県・名古屋市)

山下 克之, スtock・オプションに関する会計処理の再検討, 第74回日本会計研究学会全国大会, 2015年9月8日, 神戸大学(兵庫県・神戸市)

山下 克之, 種類株式の実態調査に関しての考察, 第13回現代資本会計研究会, 2015年5月10日, 名古屋大学(愛知県・名古屋市)

〔図書〕(計1件)

山下 克之 他, 追手門学院大学出版会, ベンチャービジネス研究 3 ベンチャービジネスを取り巻く環境把握 - 価値創造・政策支援・事業計画・地域金融, 2018, 191

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山下 克之 (YAMASHITA KATSUYUKI)

追手門学院大学・経営学部・教授

研究者番号 : 00546955